

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612



熊本県内養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生

昨年末からの青森県、新潟県、北海道、宮崎県に続き、平成28年12月27日、玉名郡南関町の採卵鶏農場においても、高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAI）の発生が確認されました。

本県では平成26年4月に本病が発生した際の防疫措置における検証をもとに、防疫対策マニュアルの改訂を行い、速やかな防疫体制の構築と関係機関との協力体制を築いてきました。これらの取組により、今回の発生では、本病の確認後24時間以内に殺処分を完了し、40時間以内に防疫措置を終了することができました。

今後は清浄性確認検査を行い、異状がなければ制限区域の解除や消毒ポイントの運営を終了していく予定です。

詳しくは、熊本県のHP【県内における高病原性トリインフルエンザの発生について】

URL: http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_18060.htmlをご参照ください。

なお、家さん飼養者におかれましては、畜舎の点検、消毒の徹底等の飼養衛生管理基準を遵守をお願いしてきたところですが、引き続き、最大限の侵入防止対策徹底をお願いします。また、まん延防止の観点から他の農場への不要不急の出入りは控えるようお願いします。毎日の健康観察を行ない、異状を見つけた場合は、当家畜保健衛生所へ直ちに御連絡くださいますようお願いいたします。



炭酸ガスによる殺処分の様子（熊本県HPより）



農場敷地内の石灰散布の様子（熊本県HPより）

【飼養衛生管理基準における重点注意事項】

- (1) 野生動物の侵入防止
- (2) 農場周辺への石灰散布
- (3) 農場出入口での消毒の徹底
- (4) 鶏舎入口における長靴消毒の徹底
- (5) 飼養する家さんの健康観察
- (6) 異状家さん発生時の早期通報の徹底

国内養鶏場及び野鳥でのHPAI発生状況

【国内養鶏場でのHPAI発生状況】

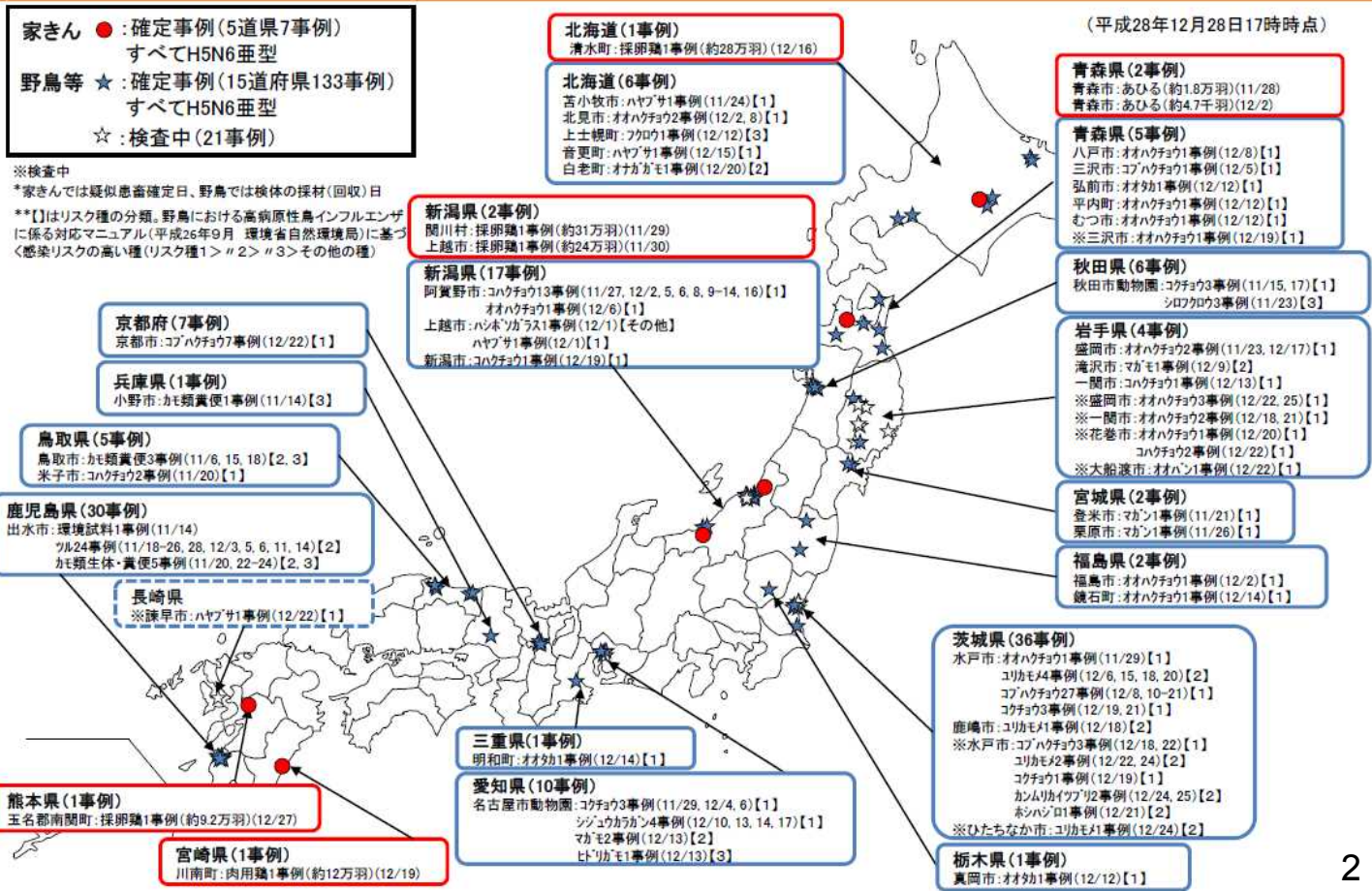
国内養鶏場では、平成28年12月末時点で、5道県7農場で発生が確認され、約106万6千羽が殺処分されています。なお、各発生農場から分離されたウイルスの亜型は、全てH5N6亜型でした。

発生順	発生確定日	所在地	飼養家さん種（飼養羽数）
1例目	平成28年11月28日	青森県青森市	あひる（ワイド鴨）、約1万8千羽
2例目	平成28年11月29日	新潟県関川村	採卵鶏、約31万羽
3例目	平成28年11月30日	新潟県上越市	採卵鶏、約24万羽
4例目	平成28年12月2日	青森県青森市	あひる（ワイド鴨）、約5千羽
5例目	平成28年12月16日	北海道清水町	採卵鶏、約28万羽
6例目	平成28年12月19日	宮崎県川南町	肉用鶏、約12万羽
7例目	平成28年12月27日	熊本県南関町	採卵鶏、約9万2千羽

【国内野鳥におけるHPAI出状況】

農水省HP：http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/H28AI/h28_hpai_kokunai.htmlより

国内における野鳥では、平成28年12月28日時点で、15道府県133事例確認されており、分離されたウイルスの亜型は全てH5N6亜型でした。なお、現在各検査機関にて新たに21事例について検査を実施しています。



近隣諸国における悪性伝染病発生状況

病名	発生地	発生日	畜種	型	
□ 蹄疫	中国	11月22日	豚	O型	
	香港	11月27日	牛/豚	O型	
	□ シア		11月27日	牛/豚	O型
			12月14日	牛/豚/羊・めん羊	O型
高病原性 鳥インフル エンザ	韓国	11月16日 ~12月24日	家きん	H5N6	
	台湾	11月24日 ~12月19日	鶏	H5N8	
	□ シア	12月2日 12月8日	家きん	H5N8	

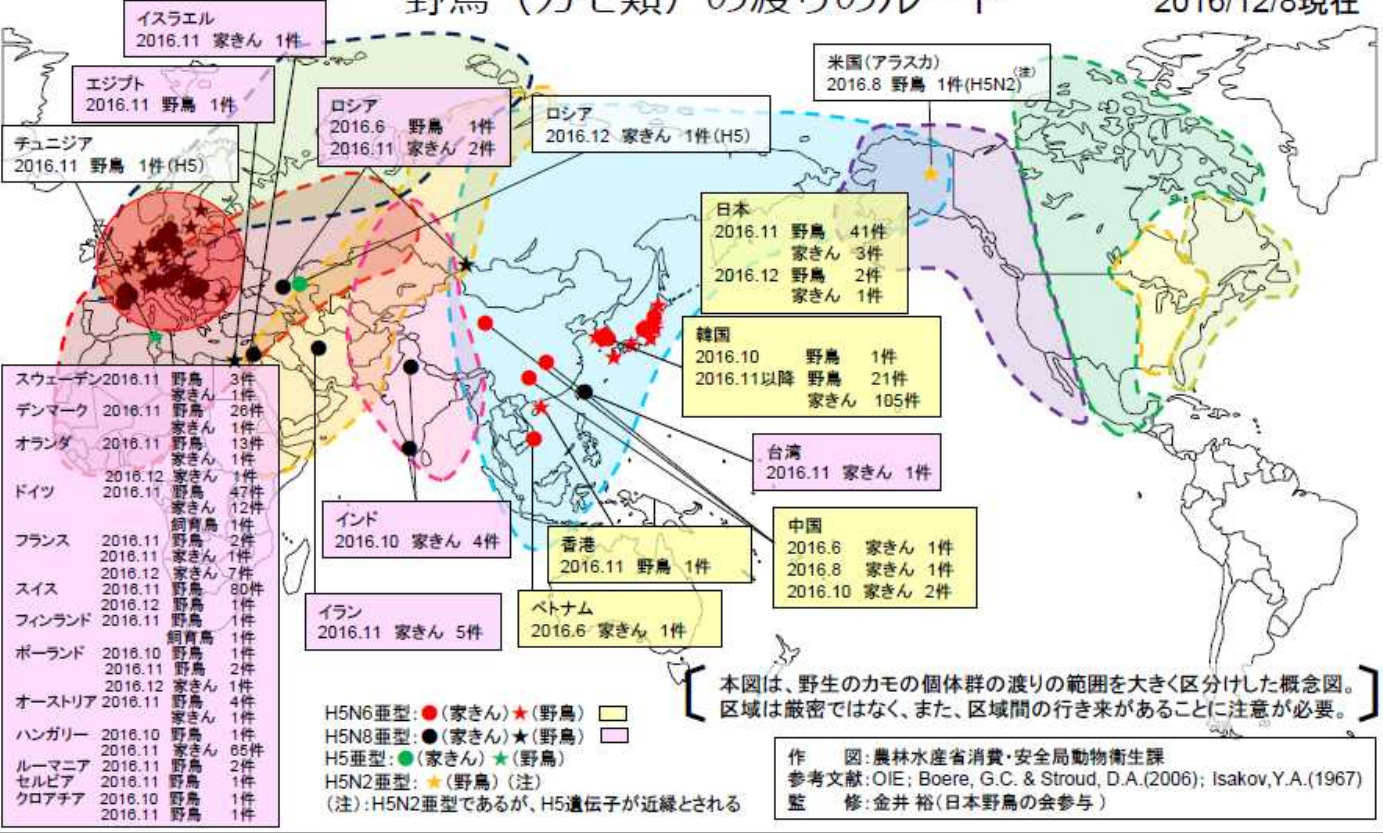
現在、アジア近隣国においても鳥インフルエンザが継続して発生しています。本病について農林水産省のHPに詳しい情報が掲載されておりますので、以下のURLからご確認ください。

URL : <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

【参考】最近の高病原性鳥インフルエンザの発生状況と野鳥の渡りのルート ※農水HPより

最近の高病原性鳥インフルエンザ (H5N8、H5N6) 発生状況と野鳥 (カモ類) の渡りのルート

2016/12/8現在



定期報告及び畜産統計調査に御協力ください

平成23年度より、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づき、家畜飼養者は毎年2月1日現在の家畜の飼養状況について、県に毎年1回報告することが義務付けられました。

【家畜】

- 偶蹄類：牛・水牛・豚(ミニブタを含む)・いのしし・めん羊・山羊・鹿
 - 奇蹄類：馬(ポニーを含む)
 - 鳥類：鶏・うずら・あひる・きじ・ダチョウ・ホロホロ鳥・七面鳥
- を1頭(羽)以上飼養する方は家畜伝染病予防法に基づく**定期報告が必要**です。

畜産農家の皆様には、「家畜伝染病予防法及び畜産統計に係る調査表」が送付されておりますので期限までに、各市町村に報告をお願いします。

なお、小規模飼養者※の方についても、各市町村から様式(右図)を送付しておりますので記入、報告をお願いします。

様式がないという方は、最寄りの市町村畜産担当部署、又は各家畜保健衛生所までご連絡ください。熊本県のホームページにも様式を掲載しています。以下のURLからご覧下さい。

URL：
http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_6856.html

【小規模家畜飼養者様専用】(家畜保健衛生所保管)

家畜伝染病予防法及び熊本県畜産統計に係る調査(平成29年2月1日時点)

家畜所有者の氏名			印
家畜所有者の住所	〒		
連絡先	電話番号：	FAX：	

農場の名称及び住所	名称：	所有者と同じ場合は <input checked="" type="checkbox"/> を⇒ <input type="checkbox"/>
	住所：〒	
農場管理者の氏名及び住所	氏名：	所有者と同じ場合は <input checked="" type="checkbox"/> を⇒ <input type="checkbox"/>
	住所：〒	
連絡先	電話番号：	FAX：

【その他家畜】

※農場(同一敷地)ごとに、該当する家畜の飼養頭数を御記入ください。
 ※農場が複数ある場合、別紙調査票を御活用ください。

動物種	飼養頭数	小規模頭数基準	動物種	飼養頭数	小規模頭数基準	
水牛	頭	7頭	鶏	羽	99羽以下	
めん羊	頭	5頭以下	あひる・あいがも	羽		
山羊	頭		七面鳥	羽		
ミニブタ	頭		うずら	羽		
いのぶた	頭		ほろほろ鳥	羽		
いのしし	頭	鹿	頭	羽	きじ	羽
馬	頭	1頭	だちょう	羽	9羽以下	
ポニー	頭		その他 ※枠内に家畜種を御記入ください。			
その他 ※枠内に家畜種を御記入ください。			()	羽		
()	頭		()	羽		
()	頭		()	羽		
()	頭		()	羽		

※小規模飼養者とは下記の頭数を飼養する方です

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) 牛・水牛・馬 | 1頭まで |
| (2) 豚・いのしし・めん羊・山羊・鹿 | 5頭以下 |
| (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ホロホロ鳥・七面鳥 | 100羽未満 |
| (4) ダチョウ | 10羽未満 |

毎月20日は家畜防疫の日

毎月20日は飼養衛生管理基準の自己チェックおよび農場消毒を行う日です。口蹄疫や鳥インフルエンザ、PED等の家畜伝染性疾病の侵入を防ぎ発生を予防するためには、地域全体の衛生水準を上げる事が重要です。農場を守るため、20日の飼養衛生管理の自己チェックと消毒を習慣化させましょう！

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。下記アドレスもしくはQRコードより、登録用ホームページへ！

URL：<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

